

国立大学法人東京医科歯科大学教員選考委員会規則

令和2年9月30日
規則第97号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学人事委員会規則（平成29年規則第71号）第2条第3項の規定に基づき、人事委員会の下に設置される教員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「部局」とは、別表1左欄に定めるものをいう。
- (2) 「教授会」とは、部局ごとに、別表1右欄に定めるものをいう。
- (3) 「教員」とは、教授、准教授、講師及び助教をいう。特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員（以下、「特任教員等」という。）についてもこの規則を準用する。
- (4) 「採用等」とは、採用、昇任及び配置換をいう。
- (5) 「臨床系分野」とは、大学院医歯学総合研究科（生命理工医療科学専攻及び医歯理工保健学専攻を除く）に属する分野のうち、本学医学部附属病院又は歯学部附属病院において診療行為を行う分野をいう。
- (6) 「基礎系分野」とは、大学院医歯学総合研究科（生命理工医療科学専攻及び医歯理工保健学専攻を除く）に属する分野のうち、前号以外の分野をいう。

（役割等）

第3条 選考委員会は、人事委員会からの諮問を受け、次に掲げる事項を審議し答申する。

- (1) 部局の人員配置に関すること。
- (2) 教員（教授を除く）の採用等の選考に関すること。
- (3) その他、人事委員会が必要と認める事項。

（組織）

第4条 選考委員会は、部局ごとに別表2に掲げる者をもって構成し、人事委員会が承認するものとする。

- 2 前項により、委員長が指名した者について、人事委員会が適任と判断しない場合には、人事委員会は当該者の指名を承認しないことができる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた者が委員長の職務を行う。
- 4 別表2に掲げる者のうち、人事委員会が指名する者及び委員長が指名する者の任期は年度を超えない範囲で1年とし、再任を妨げない。

(教員(教授を除く)の選考手続き等)

第5条 選考委員会は、教員(教授を除く)の人員配置等について、人事委員会に答申する。

2 選考委員会は、前項の答申により、人事委員会に承認された人員配置に基づき、教員の採用等の選考を行う。

3 選考委員会は、前項の選考にあたっては、次の各号に定める手続きとする。

(1) 准教授の場合

当該教員の採用等について、選考を行い、決定し、選考結果を人事委員会に委員長が報告する。

(2) 講師の場合

当該教員の採用等について、選考を行い、決定し、選考結果を人事委員会に書面で報告する。

(3) 助教の場合

当該教員の採用等について、選考を行い、決定する。

(4) 当該教員(特任教員等を除く。)が分野長に次ぐ職位の場合

前3号の規定に関わらず、当該教員の採用等の選考を行い、人事委員会に答申する。

(5) 特任教員等の場合

第1号、第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該教員の採用等について、選考を行い、決定する。ただし、当該教員が寄附講座またはジョイントリサーチ講座の責任者である場合については、当該教員の採用等の選考を行い、人事委員会に答申する。

(選考手続き等の例外)

第6条 前2条の規定に関わらず、別表1に掲げる部局以外において、教員候補者の選考を行う場合の手続き等については、人事委員会が別に定める。

(議事)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

2 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

3 選考委員会の議事は、議長を含め出席した委員の多数決で決することとする。ただし、多数決で決しない場合は、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 選考委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 選考委員会に関わる者は、当該選考委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 選考委員会及び教員選考に係る庶務は、総務部人事企画課の協力を得て、部局の教授会の庶務を担当する事務部において処理する。

(この規則により難い場合の措置)

第11条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると人事委員会が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月28日規則第57号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

部局	教授会
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻 (医学系) 及び医学部附属病院	大学院医歯学総合研究科教授会 (医学系)
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻 (歯学系) 及び歯学部附属病院	大学院医歯学総合研究科教授会 (歯学系)
大学院医歯学総合研究科生命理工医療 科学専攻生体検査科学講座	大学院医歯学総合研究科生体検査科学系教授会
教養部	教養部教授会
大学院保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科教授会
生体材料工学研究所	生体材料工学研究所教授会
難治疾患研究所	難治疾患研究所教授会

別表 2 (第 4 条関係)

部局	教員選考委員会	委員長	部局の運営に関わる者	人事委員会 が指名する者	委員長が指名する者
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻 (医学系) の基礎系分野	基礎系教員選考委員会 (医学系)	医学部長 (1)	副医学部長 (1)	人事委員会 が指名する者 (1)	委員長が指名する者 (1)
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻 (医学系) の臨床系分野及び医学部附属病院	臨床系教員選考委員会 (医学系)	医学部長 (1)	医学部附属 病院長 (1)	人事委員会 が指名する者 (1)	委員長が指名する者 (1) 医学部附属 病院長が指名する者 (1)
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻 (歯学系) 及び歯学部附属病院	教員選考委員会 (歯学系)	歯学部長 (1)	歯学部附属 病院長 (1) 歯学科長 (1)		委員長が指名する者 (1)

大学院医歯 学総合研究 科歯理工 保健学専攻	教員選考委 員会（口腔 保健）	歯学部長 （1）	歯学部附属 病院長 （1） 口腔保健学 科長、口腔 保健衛生学 専攻長又は 口腔保健工 学専攻長 （1）		委員長が指 名する者 （1）
大学院医歯 学総合研究 科生命理工 医療科学専 攻生体検査 科学講座及 び 大学院保健 衛生学研究 科	教員選考委 員会（保健 衛生）	医学部長 （1）	保健衛生学 研究科長又 は保健衛生 学科長 （1）	人事委員会 が指名する 者（1）	委員長が指 名する者 （1）
教養部	教員選考委 員会（教養 部）	教養部長 （1）			委員長が指 名する者 （3）
生体材料工 学研究所	教員選考委 員会（生体 材料工学研 究所）	生体材料工 学研究所長 （1）			委員長が指 名する者 （3）
難治疾患研 究所	教員選考委 員会（難治 疾患研究 所）	難治疾患研 究所長 （1）			委員長が指 名する者 （3）

※ （ ）の数字は人数を示す。

※ 委員長が指名する者については、（ ）に示す人数を、原則として、当該部局の教授会の構成員の中から委員長が指名する。